



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 G S I クレオス
代表者名 代表取締役社長 中島 浩二
(コード番号 8101 東証第1部)
問合せ先 取締役経営企画部長 大西 文博
(TEL. 03-5211-1802)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 86 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)当社は、平成 28 年 5 月 13 日付の「監査等委員会設置会社への移行、執行役員制度の導入および役員人事に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に係る規定の新設ならびに監査役および監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2)業務執行を行わない取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結することを可能とするための規定の変更を行うものであります。なお、責任限定契約に関する定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3)機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができるよう、剰余金の配当等に係る規定の変更を行うものであります。
- (4)上記のほか、条数および字句等の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日

以 上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (記載省略)</p> <p>第 6 条 <u>(自己株式の取得) 当社は、取締役 会決議によって自己株式を取得するこ とができる。</u></p> <p>第 7 条～第 10 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 11 条～第 15 条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 16 条 (記載省略)</p> <p>第 17 条 (取締役の員数および選任) 当社の 取締役は、<u>12名以内とし、株主総会の決 議によって選任する。その選任につい ては、議決権を行使することができる株主 の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって 決する。</u> (新設) (新設)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によら ないものとする。</p> <p>第 18 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選 任後 1 年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。 (新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 6 条～第 9 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 10 条～第 14 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 15 条 (現行どおり)</p> <p>第 16 条 (取締役の員数および選任) 当社の 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除 く。)</u> は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、 4 名以内とする。</u></p> <p>3. <u>当社の取締役は、監査等委員である 取締役とそれ以外の取締役とを区別し て、株主総会の決議によって選任する。 その選任については、議決権を行使す ることができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権 の過半数をもって決する。</u></p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>第 17 条 (取締役の任期) 取締役 <u>(監査等委員 である取締役を除く。)</u> の任期は、選任 後 1 年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の終 結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選 任後 2 年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会の 終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員であ る取締役の補欠として選任された監査 等委員である取締役の任期は、退任した 監査等委員である取締役の任期の満了 する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第19条～第21条 (記載省略)</p> <p>第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。 2. 緊急の必要があるときは、前項の期間を短縮することができる。</p> <p>第23条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>第24条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>第18条 (補欠の監査等委員である取締役の予選の効力) <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第19条～第21条 (現行どおり)</p> <p>第22条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。 2. (現行どおり)</p> <p>第23条 (取締役会の運営) <u>取締役会の運営に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規則による。</u></p> <p>第24条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p> <p>第25条 (記載省略)</p> <p>第26条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第27条 (社外取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	<p>第25条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与<u>その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第28条 (取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第28条 (監査役および監査役会の設置) 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条 <u>(監査役の員数および選任) 当会社の監査役は、4名以内とし、株主総会の決議によって選任する。その選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p>	(削除)
<p>第30条 <u>(監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>第31条 <u>(補欠監査役の予選の効力) 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>第32条 <u>(常勤監査役) 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>第33条 <u>(監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。</u> <u>2. 緊急の必要があるときは、前項の期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>第34条 <u>(監査役会の決議方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	(削除)
<p>第35条 <u>(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p>第36条 <u>(社外監査役の責任限定契約) 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第29条 <u>(監査等委員会の設置) 当会社は、監査等委員会を置く。</u></p> <p>第30条 <u>(監査等委員会の招集通知) 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。</u> <u>2. 緊急の必要があるときは、前項の期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	
<p>(新設)</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第37条～第39条 (記載省略)</p> <p>第40条 (会計監査人の報酬) 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第41条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第42条 (剰余金の配当) 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>第43条 (記載省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第31条 (監査等委員会の運営) <u>監査等委員会の運営に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第32条～第34条 (現行どおり)</p> <p>第35条 (会計監査人の報酬) 会計監査人の報酬は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>第37条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第38条 (剰余金の配当の基準日) <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u> <u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u> <u>3. 前 2 項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (社外監査役の責任限定契約に関する経過措置) <u>平成28年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第 1 項の行為についての社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の賠償責任に係る社外監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第36条の定めるところによる。</u></p>